

○あま市権利擁護支援センター設立準備委員会設置要綱

令和元年5月31日

告示第7号

(設置)

第1条 あま市権利擁護支援センター(以下「センター」という。)設立に伴う事業の推進に関し必要な事項を協議することを目的として、あま市権利擁護支援センター設立準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 事業の運営体制に関すること。
- (2) 法人後見を受任する対象者に関すること。
- (3) 事業の運営経費に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センター設立に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会は、委員10人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 司法関係者
- (2) 医療機関関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日からセンターが設立される日までとする。

(委員長)

第6条 準備委員会に委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和元年6月1日から施行する。